

## 4 4 健全で持続可能な財政基盤の確立に向けた地方税財政措置について

(財務省、総務省)

### 【内容】

- (1) 地方法人課税の見直しについて、全ての地方自治体の財政運営等に悪影響が生じないように、適切な財政措置を講じること。
- (2) 消費税率10%への引上げ時期の変更に伴う社会保障の充実・安定化の取扱いについて、地方の財政運営等に支障が生じないように、必要な財源を確保すること。
- (3) 地方の安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を増額確保するとともに、臨時財政対策債を速やかに廃止するため、国税の法定率の引上げ等による地方交付税総額の増額を図ること。

### (背景)

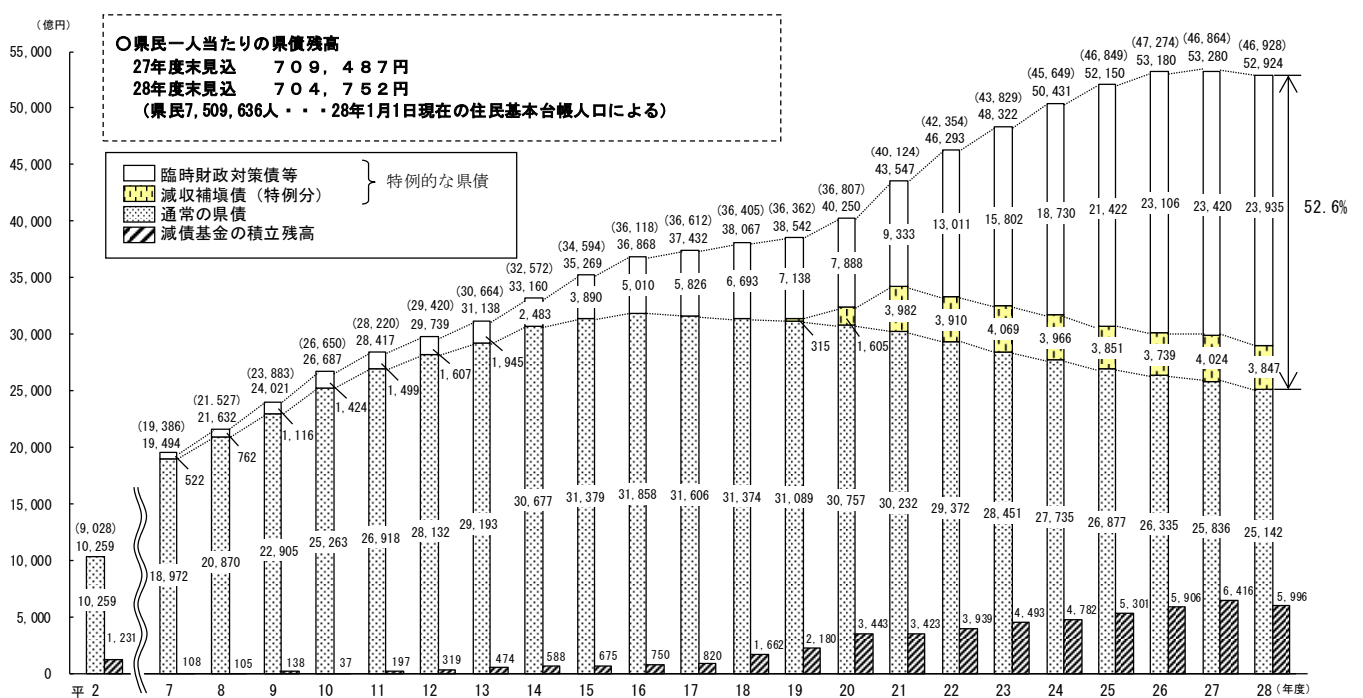
- 消費税を含む税体系の抜本的改革における地方法人課税の見直しにより、地方法人特別税・譲与税を廃止する一方で、法人住民税法人税割を段階的に国税化するとともに、市町村への減収補填措置として、都道府県の法人事業税の一部を市町村への交付金とする（実質的な国税化）制度を創設することとされた。
- そもそも地方税の国税化については、地方分権に逆行するものであり、本県は一貫してその廃止を主張してきたが、一連の見直しにより、県内市町村の複数の不交付団体において、法人市町村民税の国税化による減収が、法人事業税交付金及び地方消費税率の引上げによる増収を上回り、大きく減収となることが判明している。
- 消費税率10%への引上げ時期の変更に伴い、平成28年度税制改正における地方法人課税の見直しも平成31年10月まで延期することとされているが、減収となる自治体では、地方消費税の引上げにより住民負担が増加するにもかかわらず、住民サービスの削減を余儀なくされるなど、自治体運営を阻害されることとなる。このため、国においては、実施までに全ての地方自治体の財政運営等に支障が生じないように、必要な対策を講じるべきである。
- 消費税率の引上げに伴う増収は、全て社会保障の充実・安定化に向けることとされており、地方においても、社会保障の充実や安定化について、適切に対応していくために必要な財源となっている。国においては、地方が住民サービスを確実に提供できるよう必要な財源を確保すべきである。
- 本県においては、公債費や医療・介護などの扶助費といった義務的経費が確実に増加しており、依然として厳しい財政状況が続いている。  
平成29年度地方財政収支の仮試算における一般財源総額については、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、今後も全国的に社会保障関係経費を始めとする義務的経費が増加し続ける傾向にあることを踏まえると、地方が安定的な財政運営を行うには、引き続き、地方一般財源総額を増額確保することが是非とも必要である。

○ また、本県においては、普通交付税額に比して臨時財政対策債発行可能額の割合が大きく、年々低下してきているものの、依然として普通交付税を上回っており、県債残高の大幅な増加の要因となっている。臨時財政対策債の残高及び償還額の累増は、地方財政全体の持続可能性の観点からも大きな課題となっている。

財源不足額の補填は、地方交付税法第6条の3第2項の趣旨によれば、本来、地方交付税の法定率の引上げによらなければならないことから、臨時財政対策債を廃止するため、国税の法定率の引上げ等により地方交付税の原資を拡充することが不可欠である。

( 参 考 )

◇愛知県の県債残高の推移



(注) 平成26年度までは決算額。平成27年度は決算見込額、平成28年度は当初予算ベース。  
 白抜きは、臨時財政対策債、減収補填債、臨時税収補填債、退職手当債、調整債、第三セクター等改革推進債、除却債の計としている。  
 県債残高の( )は、減債基金の積立残高を控除した額。

◇愛知県の普通交付税と臨時財政対策債の推移

(単位：億円)

年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
普通交付税	A	522	525	559	643	770	769	826
臨時財政対策債	B	3,826	2,899	3,152	2,848	2,258	901	944
計	C = A + B	4,348	3,424	3,711	3,491	3,028	1,670	1,770
臨時財政対策債の割合	B / C	88.0%	84.7%	84.9%	81.6%	74.6%	53.9%	53.3%

(注) 表中の数値は当初算定ベース。